

大阪市告示第1784号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場、臨時休場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年12月27日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
靱テニスセンター	令和7年1月2日（木）	午前9時から
	令和7年1月3日（金）	午後5時まで
	令和7年1月6日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和7年1月14日（火）	
	令和7年1月20日（月）	
	令和7年1月27日（月）	

2 臨時休場

施設名	年 月 日
靱庭球場	令和7年1月1日（水）

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
靱テニスセンター	令和7年1月4日（土）から 同月5日（日）まで	午前9時から 午後9時まで
	令和7年1月7日（火）から 同月13日（月）まで	
	令和7年1月15日（水）から 同月19日（日）まで	

令和 7 年 1 月 21 日（火）から 同月 26 日（日）まで
令和 7 年 1 月 28 日（火）から 同月 31 日（金）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）